

中古車表示のチェックポイント(平成25年改訂版)

店頭展示車(プライスボード)

プライスボードに**必要表示事項(特に以下の7項目)**を表示していますか?《☐の付いている項目についてチェックしてください》

① 販売価格の表示

- ☐ 消費税を含めた価格を表示
- ☐ 価格には消費税が含まれていることが分かる付記説明を表示

② 走行距離の表示

- 実走行距離の場合
 - ☐ 走行距離計の示すキロ数(千Km未満四捨五入)を表示
- 走行距離数に疑義がある場合
 - ☐ 「？」の記号を表示
 - ・推定できる根拠があるとき
 - ☐ 推定走行距離数を表示
 - ・推定できる根拠がないとき
 - ☐ 「不明」と表示
- 走行距離計の改ざんが判明した場合
 - ☐ 「改ざん歴車両」と表示
- 走行距離計が交換されている場合
 - ☐ 交換前・後のキロ数を表示

— 走行距離計が交換されている車両とは —

- 不具合等により、自社で走行距離計を交換した車両
- 仕入れ以前に他社において走行距離計が交換されている車両であって、以下の2つの要件を満たす車両
 - ① 交換前・後のキロ数及び交換実施事業者名並びに交換年月日が記載された帳票類(記録簿、コンディション・ノート等)が備え付けてある
 - ② 同様の事項が記載された**走行距離計交換歴車シール**が貼付されている



「交換前・後のキロ数等が記載された帳票類」は備え付けられているが、「走行距離計交換歴車シール」が貼付されていない場合は、「走行距離数に疑義がある車両」として表示することになります

③ 前使用者の定期点検整備記録簿の有・無の表示

- ☐ 「有」の場合、定期点検整備の内容を表示

⑤ 保証の有・無の表示

- ☐ 「保証つき」、「保証なし」いずれかを表示
- ☐ 保証「つき」の場合、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」を表示
 - ※「保証書」を交付すること

— 「販売価格」と「保証の有無」、「定期点検整備実施状況」の表示について —

「販売価格」は店頭で車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金販売価格を表示します。
したがって、保証を付けなければ、あるいは、定期点検整備を実施しなければ販売しない場合は、**保証費用や定期点検整備費用を販売価格に含めて表示しなければなりません。**

車名	ニッポンスカーレット	〔主な仕様区分〕	2000 4ドア GL 4AT
①	現金販売価格		
	¥	128	万円
	(消費税込み)		
⑥	※価格には整備費用が含まれていま(す)。別途()円申し受けます。		
⑦	⑥ リサイクル料金預託済 — 価格にはリサイクル預託金相当額が含まれていま(せん)。別途(10,320)円申し受けます。 ⑦ 廃棄時にリサイクル料金の必要な装備が付いています。 ⑦ リサイクル料金未預託 — 廃棄時にリサイクル料金の支払いが必要になります。		
●初度登録(検査)年月	18年7月	⑤	⑤ 保証つき ★「保証書」が交付されます。 ●保証内容 〔部分保証〕 ★詳しくは、係員にお尋ね下さい。 ●保証期間又は保証走行距離数 〔12ヶ月又は10千Kmまで〕 ☐ 保証なし 〔 〕
●車検証有効期限	25年7月12日	⑥	⑥ 定期点検整備あり ★「点検整備記録簿」が交付されます。 ☐ 済 (価格には整備費用が含まれています) ⑥ 納車時 ☐ 定期点検整備なし ☐ 要整備箇所あり ★車両状態を表示した書面をご確認下さい。
② ●走行距離数	21千km()		
③ ●前使用者の点検整備記録簿	有・無 ★〔有〕とした定期点検整備の内容(6ヵ月(貨物)・(2ヵ月・24ヵ月))		
④ ●修復歴	有・無 ★有の場合、車両状態を表示した書面をご確認下さい。		
●自家用・営業用・レンタカー・その他()			

一般社団法人自動車公正取引協議会・会員

⑦ リサイクル料金の表示

- 未預託中古車
 - ☐ 「未預託である旨」を表示
 - ☐ 「廃棄時にリサイクル料金の支払いが必要となる旨」を表示
- 預託済中古車
価格にリサイクル預託金相当額を…
 - ① 含めないで表示する場合
 - ☐ 「預託済である旨」を表示
 - ☐ 「価格にリサイクル預託金相当額が含まれていない旨」及びその額を表示
 - ② 含めて表示する場合
 - ☐ 「預託済である旨」を表示
 - ☐ 「価格にリサイクル預託金相当額が含まれている旨」を表示
- リサイクル料金に含まれない装備(後付けエアコン等)がある場合
 - ☐ 「廃棄時にリサイクル料金の追加が必要な装備が付いている旨」を表示

⑥ 定期点検整備実施状況の表示

- (道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備)
- ☐ 「定期点検整備実施の有・無」を表示
 - 1) 「有」場合 ※点検整備記録簿を交付すること
 - ☐ 「済」、「納車時」を表示
 - ① 「済」場合
 - ☐ 整備費用は販売価格に含める
 - ② 「納車時」の場合
 - ☐ 価格に整備費用が含まれているか否かを表示
 - ・「含まれない」場合
 - ☐ 整備費用の額を表示
 - 2) 「無」の場合で要整備箇所がある場合
 - ☐ 要整備箇所がある旨を表示
 - ※このような場合、特定の車両状態を表示(裏面参照)

●公正競争規約に関するお問い合わせは下記へ●

一般社団法人自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 (サウスビル永田町)
TEL.03-5511-2111 FAX.03-5511-2112
URL <http://www.aftc.or.jp>

特定の車両状態の表示

□店頭展示車が特定の車両状態に該当する場合、コンディション・ノート等による表示、同書面の購入者への交付をしていますか？

特定の車両状態とは・・・

- ① 走行距離計が交換されている車両
- ② 走行距離数に疑義がある車両
- ③ 走行距離計の改ざんが判明した車両
- ④ 修復歴がある車両
- ⑤ 定期点検整備なしで、要整備箇所のある車両

このような車両の場合、特定の車両状態を表示した書面（コンディション・ノート等）をフロントガラス等に表示し、同書面を購入者に交付して下さい

注意事項

- 1. 販売する車両が、特定の車両状態に該当するかどうか、必ずチェックすること。
- 2. トラブル回避のため十分な説明を行うこと。
- 3. 特定の車両状態に該当するにもかかわらず、これを表示しなかった場合は、不当表示となります。

コンディション・ノートの表示例

店頭表示用

このクルマは次のような状態にあります

車名	スカーレット180 GT	使用歴	(自用) 営業用・レンタカー・その他()
型式	G18 HEA	走行距離数	〇〇,〇〇〇 km ()
初度登録	H17 年 1 月	車台番号	G18-15479

✓ 走行距離計が取替えられています
取替え前(70.695)km 取替え後(35.023)km

✓ 走行距離数に疑義があります
走行距離 ? km (推定 不明) km

✓ 走行距離計が改ざんされています
実走行距離数ではありません

✓ 修復歴があります

特記事項	修復歴 (下記の1～8に該当する部分の修正及び交換歴)
① フレーム(サイドメンバー)	② クロスメンバー
③ フロントインサイドパネル	④ センター(フロント・センター)及びリア
⑤ ダッシュパネル	⑥ ルーフパネル
⑦ フロアパネル	⑧ トランクフロアパネル
⑨ ラジエーターサポート	

✓ 整備の必要なところがあります

エンジン	マフラー 腐食	機油・燃費		ブレーキ	パッド摩耗
動力伝達		電装		その他	タイヤ溝1.3mm

備考
販売店
お客様ご署名欄
私は上記の内容を確認しました。

作成者
ご署名

一般社団法人 自動車公正取引協議会

走行距離計が交換されている旨及び交換前、交換後のキロ数

走行距離計が改ざんされている旨

修復歴がある旨及び修復歴の部位

走行距離数に疑義がある旨及び「？」の記号
・推定根拠がある場合
→ 推定走行距離数
・推定根拠がない場合
→ 「不明」

要整備箇所がある旨及びその箇所

走行距離計交換歴車シール、改ざん歴車シールの貼付

□ 走行距離計が交換されている車両、改ざんが判明した車両にはシールを貼付していますか？

中古車の走行距離の不当表示を防止するため、距離計が交換されている車両、改ざんが判明した車両には、公取協作成のシールをセンターピラー（運転席側）に貼付して下さい。

1. 走行距離計が交換されている車両

不具合により自社で走行距離計を交換した場合は、交換前・後のキロ数等を記載した走行距離計交換歴車シールをセンターピラー（運転席側）に貼付してください

仕入れ以前に他社において走行距離計が交換されている車両についても、交換前・後のキロ数等が記載された帳票類（注）が備え付けてあり、かつ、同様の事項が記載された走行距離計交換歴車シールが貼付されている場合は、走行距離計交換歴車として表示することができます

帳票類はあるが、走行距離計交換歴車シールが貼付されていない場合は、帳票類の記載事項を転記した走行距離計交換歴車シールを貼付すれば走行距離計交換歴車として表示することができます

（注）交換前・後のキロ数、交換実施事業者名、交換実施年月日が記載された「点検整備記録簿」、「コンディション・ノート」、「保証書」等を指します

※ 走行距離計交換歴車シールが貼付されていない場合は、「走行距離数に疑義がある車両」として表示することになります。

2. 走行距離計の改ざんが判明した車両

走行距離計の改ざんが判明した車両には、「改ざんが判明した年月」を記入した走行距離計改ざん歴車シールを貼付してください

改ざん判定の根拠
前使用者の点検整備記録簿、保証書、AA出品票、走行距離計管理システム、カーチェックシート等

交換歴車シール

交換前・後のキロ数

走行距離計交換歴車シール
自動車公正取引協議会

走行距離計表示値 _____ Km
のものを _____ Kmのものに交換

交換した年月 _____ 年 _____ 月

交換実施事業者名 _____

※ 他社において走行メーターが交換されている車両にシールを貼付する場合は、帳票類に記載された事業者名を転記すること

改ざん歴車シール

改ざんが判明した年月 _____ 年 _____ 月 判明

走行距離計改ざん歴車シール
自動車公正取引協議会

この車両は、走行距離数の逆転が判明した車両です

注文書の表示

□ 注文書に次の事項を表示していますか？

- 1. 販売価格（消費税を含めた価格）
- 2. リサイクル料金
- 3. 走行距離数
- 4. 保証の有・無
- 5. 定期点検整備実施状況

リサイクル料金（預託金相当額）の表示

- ① 未預託の場合 → 表示の必要なし
- ② 預託済の場合
 - 販売価格にリサイクル預託金相当額を含めないで表示する場合（次のいずれかの方法により表示）
 - A. 販売価格と預託金相当額の双方を表示（預託金相当額が1万円以上の場合は印紙貼付が必要）
 - B. 預託金相当額は表示せず別書面（通知書）で明示・交付（印紙の貼付は不要）
 - 販売価格にリサイクル預託金相当額を含めて表示する場合（次のいずれかの方法により表示）
 - A. 預託金相当額込みの販売価格と預託金相当額の双方を表示（預託金相当額が1万円以上の場合は印紙貼付が必要）
 - B. 預託金相当額は表示せず別書面（通知書）で明示・交付
 - C. 預託金相当額は表示せずリサイクル券で明示・交付

※ 預託済の下取車の預託金相当額についても、上記の考え方に準じて表示して下さい。

注意事項

- 1. 注文書を作成するときは、記載事項にもれのないよう確認すること。
- 2. 注文書の記載内容をユーザーによく説明し、確認を得た上で必ず署名、捺印してもらうこと。
- 3. 注文書の「お客様控え」を必ず交付すること。